

船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境への負荷低減に資するエネルギーの有効利用の促進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等（以下「補助対象設備」という。）の設置に対し、予算の範囲内において、船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地球温暖化防止の推進に資することを目的とする。

(補助対象設備)

第2条 「補助対象設備」とは、次に掲げるもので、未使用品かつ、第3条に定める市内の住宅（店舗等を併用するものを含む。）に設置されたものをいう。

- (1) 太陽光発電システム
- (2) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (3) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (4) 電気自動車
- (5) プラグインハイブリッド自動車
- (6) V2H充放電設備
- (7) 集合住宅用充電設備

2 補助対象設備の要件は別表第1のとおりとする。

(補助対象設備を導入する住宅)

第3条 市が補助する補助対象設備を導入した住宅は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電システムを設置した住宅は、第7条第1項に基づく申請をする日（以下「申請日」という。）までに次のいずれかの設備が当該住宅に設置されていること。

ア エネルギー管理システム（HEMS）

住宅全体の電力使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているもの。

イ 定置用リチウムイオン蓄電システム

別表第1の定置用リチウムイオン蓄電システムに定める要件に該当するもの。

- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システムを設置した住宅は、申請日までに住宅用太陽光発電システム（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。）が当該住宅に設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。
- (3) 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）を購入した者が居住する住宅は、次のアからウを満たすこと。

ア 申請日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車等に給電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。

イ 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が居住する住宅であること。

ウ 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、申請日までにV2H充放電設備を設置していること。なお、V2H充放電設備は、新設・既設を問わない。

(4) V2H充放電設備に係る申請をする住宅は、申請日までに設備を設置する住宅に住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車等は、新規導入・導入済みを問わない。

(5) 太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム又はV2H充放電設備を設置した住宅は、次のアからエのいずれかに該当すること。

ア 申請者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。

イ 申請者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅。

ウ 申請者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅。

エ 第三者が所有し、申請者自らが居住する市内に所在する住宅。

(6) 集合住宅用充電設備を設置する住宅は、既存の共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）であり、設備はマンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）における充電設備として居住者が利用できるものであること。また、住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、マンション等の敷地の外から、住民以外も充電設備を利用できることが記載された案内板が確認できること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、第1号及び第4号に掲げる要件にあっては、市長が必要があると認める場合は、この限りではない。

(1) 補助事業を行う者は、船橋市に納付すべき税を滞納していないこと。

(2) 補助対象設備の設置について契約し、費用の負担および所有をしていること。（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。）

(3) 申請をする年度（以下、「申請年度」という。）内に補助対象設備の設置工事を開始し、申請日までに補助対象設備の設置を完了していること。なお、住宅建設業者等から補助対象設備が設置された市内の住宅を購入した場合は、申請年度の4月1日以降かつ、申請日までに住宅の引き渡し完了していること。

(4) 個人（集合住宅用充電設備を設置する者は除く。）においては、申請日までに、補助対象設備を設置した住宅に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること。ただし、市長が必要があると認める

ものに係る規定の適用については、第2項のとおり取り扱うものとする。

- (5) 申請者が補助対象設備を設置した住宅の所有者でないまたは他に所有者がいる場合は、申請者以外の所有者全員から補助対象設備の設置に係る同意が得られていること（電気自動車等、集合住宅用充電設備を除く）。
- (6) 太陽光発電システムに係る申請者は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約（以下「電力受給契約」という。）を締結するものであること。
- (7) 補助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。
なお、リース契約については、次のいずれかを満たすことを要件とする。
ア リース期間が第9条第1項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること。
イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。
- (8) 集合住宅用充電設備を設置する者は、設備を設置するマンション等のマンション管理組合又は所有者であり、集合住宅用充電設備の設置にあたって、国が実施する集合住宅用充電設備にかかる補助金の交付決定通知を受けていること。

2 前項第4号において、市長が必要があると認める場合は、同号中「居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されていること」とあるのは、「居住していること」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、第1号から第4号に掲げる要件にあっては、市長が必要があると認める場合は、この限りではない。

- (1) 電気自動車等及び集合住宅用充電設備を除く補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、この要綱、船橋市住宅用太陽光発電システム設置促進事業補助金交付要綱、船橋市住宅用省エネルギー設備設置促進事業補助金交付要綱及び船橋市電気自動車等導入費補助金交付要綱に基づく補助を受けている場合。ただし、家庭用燃料電池システム（エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電システムについては、過去に市へ補助申請をした日から起算して6年を経過し、これを交換又は増設するときはこの限りではない、
- (2) 電気自動車等にあつては、導入する住宅において、申請者がこの要綱及び船橋市電気自動車等導入費補助金交付要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けている場合。
- (3) 太陽光発電システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムにあつては、自ら又は自らと同一世帯を構成する者が、県の他の同種の補助金の交付を受けていないこと。

- (4) 集合住宅用充電設備の設置にあつては、同一の工事において、この要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けている場合。
- (5) 船橋市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員等である場合

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 補助対象設備の設置に係る経費の合計額または補助対象設備の設置に係る経費の合計額から国等の補助金額を差し引いた額が前項を下回る場合は、当該額（1,000円満の端数は切り捨て）を補助金の額とする。
- 3 予算額を超えた日の第7条第1項に基づく申請分については、同条第3項に基づく抽選後に前項までで定める額を下回る額が発生した場合、その額を交付するものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象設備の設置に係る経費は、別表第3のとおりとする。

- 2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、申請代行手数料、印紙代、長期保証費等の事務諸経費、消費税及び地方消費税は、補助対象設備の設置に係る経費に含めないものとする。
- 3 設置費等に国及びその他の団体からの補助金を充当する場合にあつてはさらに当該補助金の額を控除した額とする。

(交付申請)

第7条 申請者は、船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。
なお、設置者一人について申請できるのは、第2条第1項各号（第7号を除く）につき1台を限度とする。

- (1) 市税納付確認書
- (2) 事業内容報告書（第2号様式）
- (3) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が記載された契約書又は注文書等の写し（補助対象設備の導入をリースで行う場合にあつては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し）
- (4) 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類（補助対象設備の導入をリースで行う場合を除く。）
- (5) 貸与料金の算定根拠明細書（第3号様式）（補助対象設備の導入をリースで行う場合のみ）
- (6) 第4条第1項第3号の要件を証する書類（電気自動車等を除く。）
- (7) 補助対象設備が未使用品であることが確認できる書類（電気自動車等を除く。）
- (8) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ又は仕様書等）の写し

- (9) 太陽光発電システムに係る申請の場合は、第3条第1号の要件を満たすことを証する書類
 - (10) 定置用リチウムイオン蓄電システムに係る申請の場合は、第3条第1項第2号の要件を満たすことを証する書類
 - (11) 電気自動車等の導入に係る申請の場合は、次に掲げる書類
 - ア 自動車検査証記録事項の写し
 - イ 第3条第3号アの要件を証する書類
 - ウ 別表第2において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、第3条第3号ウの要件を証する書類
 - (12) V2H充放電設備の導入に係る申請の場合は、第3条第4号に該当する場合は、要件を満たすことを証する書類
 - (13) 集合住宅用充電設備の設置に係る申請の場合は、次に掲げる書類
 - ア 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類及び実績報告書類一式の写し
 - イ アの申請に係る交付決定書類の写し
 - ウ アの実績報告に係る申請の額の確定書類の写し（一般社団法人次世代自動車振興センターへ変更の申請をしている場合のみ）
 - エ マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、マイナンバーカード、資格確認証、住民票等）の写し
（補助事業を実施する者が法人格を持たないマンション管理組合である場合のみ）
 - オ 申請者個人の本人確認書類（免許証、健康保険証、マイナンバーカード、資格確認証、住民票等）の写し（補助事業を実施する者が個人である場合のみ）
 - カ マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）の写し
 - (14) 設備の設置位置が確認できる図面（電気自動車等に係る申請を除く。）
 - (15) 補助対象設備の設置状況を示す写真
 - (16) 登記事項証明書の写し（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）（法人のみ）
 - (17) 住民票の写し（第4条第2項の規定の適用を受ける者の場合及び集合住宅用充電設備に係る申請を除く。）
 - (18) 第4条第1項第5号に該当する場合は、要件を満たすことを証する書類
 - (19) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項に規定する申請を日ごとの先着順に当該年度の2月末日（土・日・祝日を除く）まで受け付けるものとし、予算額に達した日または予算額を超えた日をもって受付を終了することができる。
- 3 市長は、前項に規定する予算額を超えた日に申請を受付した者にあつては、前項の規

定にかかわらず、抽選により補助金の交付対象者を決定するものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定で掲げるすべての申請書類が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて販売者または電気事業者等に確認を行い、補助金交付の可否及び額を決定し、その旨を速やかに船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付可否決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。ただし、すべての申請書類が提出される前に交付できないことが明らかな場合は、その時点で申請者に交付できない旨を通知することができるものとする。

(処分の制限)

第9条 この要綱、船橋市住宅用太陽光発電システム設置促進事業補助金交付要綱、船橋市住宅用高効率給湯器設置促進事業補助金交付要綱、船橋市住宅用省エネルギー設備設置促進事業補助金交付要綱、船橋市住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金交付要綱及び船橋市電気自動車等導入費補助金交付要綱に基づく補助を受けた者は、補助対象設備の設置の工事が完了した日の翌日から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案した期間として次の各号に定める期間を経過する日までの間は、当該設備を処分してはならない。ただし、船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金設備処分承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、承認を受けた場合はこの限りではない。

- (1) 太陽光発電システム 17年
- (2) 家庭用燃料電池システム 6年
- (3) 定置用リチウムイオン蓄電システム 6年
- (4) 電気自動車 4年
- (5) プラグインハイブリッド自動車 4年
- (6) V2H充放電設備 5年
- (7) 集合住宅用充電設備 5年

2 市長は、前項による承認申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認または不承認とするときは、船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金設備処分承認（不承認）通知書（第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、申請者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 市が指示する提出期限内に補助金の交付に必要な書類の提出がなかったとき。ただ

し、市長が特別に認める場合はこの限りではない。

(4) 暴言、暴力その他不正な手段により補助金の交付を強要すると認められるとき。

(5) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、申請者に対し、船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号様式）により、通知するものとし、既に交付した補助金の全部または一部の返還を求めることができる。

3 申請者は、前項に規定する請求を受けたときは、速やかに当該補助金を市長に返還しなければならない。

4 市長は、申請者に代わって申請等をする者（以下「手続き代行者」という。）が第1項のいずれかに該当するときまたはその他不正の手段（以下「不正手段等」という。）により申請等をした疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正手段等が認められた時は、当該手続き代行者の名称及び不正の内容を公表し、申請等の代行を認めないことができるものとする。

（協力の義務）

第11条 申請者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたとき及び現地確認の実施要請があった場合は、これに協力しなければならない。

（関係書類の整備）

第12条 申請者は申請に係る書類を第9条第1項に定める期間保存及び整備しておかなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条) 補助対象設備の要件

補助対象設備 の種類	補助対象設備の要件
太陽光発電 システム	1. 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもののうち、以下の要件を満たすものであること。 (1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りで連系するもの (2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うもの (3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合しているもの ア 国際電気標準会議の規格または日本産業規格に適合しているもの イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの ウ 一般社団法人太陽光発電協会 J P E A 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの (4) 対象設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか小さい方(複数のパワーコンディショナを設置する場合は、系列ごとに当該値を合計した数値)が10キロワット未満であること。なお、既存設備の出力を増加する目的で設備を設置する場合は、既存設備分を含めた増設後の設備が上記の要件を満たすこと。 2. 実施する太陽光発電等の共同購入支援事業により購入したものでないこと。また、県の他の事業等で同種設備の補助を受けていないこと。 3. 発電する電力の権利の一部または全部を他者に譲渡しないこと。ただし、電力受給契約を締結した電気事業者が余剰電力を買い取る場合は除く。
家庭用燃料 電池システム (エネファーム)	燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LP ガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。
定置用 リチウム イオン蓄電 システム	1. リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。)並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力または夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に

	応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和５年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。 ２．県が実施する太陽光発電等の共同購入支援事業により購入したものでないこと。また、県の他の事業等で同種設備の補助を受けていないこと。
電気自動車	電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第６０条第１項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第２条第２項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。 （１）申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 （２）自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。 （３）自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 （４）国が令和５年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。
プラグインハイブリッド自動車	電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。 （１）申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 （２）自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。 （３）自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 （４）国が令和５年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。
V２H充放電設備	電気自動車等と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和５年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。
集合住宅用充電設備	集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために設置する以下の設備のうち、国が令和５年度以降に実施する補助事業において、一

	般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。 (1) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。 (2) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。 (3) 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。 (4) 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。 (5) 充電用コンセントスタンド (4) を装備する盤状又は筒状の筐体をいう。
--	---

別表第2 (第5条) 補助金の額

補助対象設備の種類	補助金の額	
太陽光発電システム	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか小さい方（複数のパワーコンディショナを設置した場合は、系列ごとに当該値を合計した数値）のキロワット数（小数点以下2桁以下を切り捨て）に1.5万円を乗じて得た額（上限6万円）	
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	10万円	
定置用リチウムイオン蓄電システム	7万円	
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合 15万円	
	住宅用太陽光発電設備を併設する場合 10万円	
V2H充放電設備	補助対象経費×1/10 (上限25万円)	
集合住宅用充電設備（急速充電設備・普通充電設備・蓄電池付急速充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタンド）	住民のみ充電設備を利用可能な場合	設備本体の購入費に係る国が実施する集合住宅用充電設備にかかる補助金の補助金額×1/3 (上限50万円×設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数）)
	住民以外も充電設備を利用可能な場合	設備本体の購入費に係る国が実施する集合住宅用充電設備にかかる補助金の補助金額×2/3 (上限50万円×設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあっては、その口数）)

別表第3 （第6条）補助対象経費

補助対象設備の種類	補助対象経費
太陽光発電システム	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）、その他付属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
電気自動車	電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
V2H充放電設備	V2H充放電設備本体の購入費
集合住宅用充電設備	急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド本体の購入費

船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者	住 所	〒 -
	(フリガナ)	
	氏 名	
	電話番号（自宅）	
	電話番号（携帯）	
	Eメールアドレス	

補助対象設備がリース契約によるものである場合は、下記の申請者（リース事業者）にリース業者がご記入ください

申請者 (リース事業者)	住 所	〒 -
	(フリガナ)	
	名称	
	(フリガナ)	
	代表者職・氏名	
	電話番号	
Eメールアドレス		

船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助対象設備の種類 及び申請内訳額 申請設備にチェックのうえ、 それぞれの申請額を 記載してください。	補助対象設備	補助金申請額
	☐ 1 太陽光発電システム (kW) 小数第2位以下切捨て	円
	☐ 2 家庭用燃料電池システム（エネファーム）	円
	☐ 3 定置用リチウムイオン蓄電システム	円
	☐ 4-1 電気自動車（太陽光及びV2H併設）	円
	☐ 4-2 電気自動車（太陽光のみ併設）	円
	☐ 5-1 プラグインハイブリッド自動車（太陽光及びV2H併設）	円
	☐ 5-2 プラグインハイブリッド自動車（太陽光のみ併設）	円
	☐ 6 V2H充放電設備	円
☐ 7 集合住宅用充電設備	円	
申請合計額		円
補助対象設備を設置する住宅 (該当する方にチェック)	☐ 新築 ☐ 既築	
協力の義務に関する同意欄 (内容を確認のうえチェック)	☐ 市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたとき及び現地確認 (設備や書類内容等)の実施要請があった場合は、これらに協力することに 同意します（交付要綱第11条関係）。	

【口座情報】

振込先 金融機関名	☐ 銀行 ☐ 金庫 ☐ 組合		☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 出張所	
口座種別	☐ 普通 ☐ 当座 (該当する種別にチェック)			
口座番号	※口座番号が 6 桁の場合は、頭に「0（ゼロ）」を加えて 7 桁にしてください。			
口座名義人 (カタカナ)				

【注意事項】

- ・申請期間は、補助金の予算に達した日または申請年度の 2 月末日（土・日・祝日を除く）のいずれか早い日までとなります。補助金予算は市 H P をご確認ください。
- ・様式及び別紙（添付書類）の用紙は、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格に基づく A 4 サイズとしてください。
- ・申請前に、添付書類が全て揃っているか必ずご確認ください。
- ・記載漏れがないようにしてください。
- ・同意欄にチェックがない場合は、書類の受理ができません。
- ・申請時に口座情報の記載も必須ですが、必ず補助金が交付されるわけではありません。予めご了承ください。
- ・申請者以外の口座名義では、交付できません。
- ・虚偽の申請があった場合は、補助金の交付を取り消します（要綱第 1 0 条）。
- ・補助金申請額、申請合計額、口座情報について、訂正印での訂正が認められません。
記入を誤った場合は、再度作成をお願いします。

事業内容報告書

申請者氏名

申請者名称
(リース業者)

1 太陽光発電システム						
工事着手日		年 月 日		工事完了日	年 月 日	
申請する設備の種別 (該当する方にチェック)		☐ 新規に設置した分の申請		☐ 増設した分の申請 →増設前の最大出力(kW)		
県の支援事業との関係		☐ 県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により購入するものではない。				
		☐ 自ら又は自らと同一世帯を構成する者が、県が実施する補助事業等で同種設備の補助を受けていない。				
電気事業者と電力受給契約の締結		☐ 電力受給契約（特定契約）を締結している、またはする。 ※来年度以降に、売電量の調査を行います。 契約を締結しない場合は補助対象外となります。				
補助対象経費（税抜） ※国補助額は差し引くこと		円				
系列1	▽太陽電池モジュール					
	製造者名	型式	公称最大出力	× 枚数	= 最大出力合計	
			W	× 枚	= W	
			W	× 枚	= W	
			W	× 枚	= W	
			W	× 枚	= W	
	合計①				W	
	①÷1000=②				kW	
	▽パワーコンディショナ					
	製造者名	型式	定格出力値	× 台数	= 定格出力合計③	
		kW	× 台	= kW		
▶系列1 発電出力（小数第2位以下切捨て）：②と③を比べて小さい方の値=④ kW						
系列2	▽太陽電池モジュール					
	製造者名	型式	公称最大出力	× 枚数	= 最大出力合計	
			W	× 枚	= W	
			W	× 枚	= W	
			W	× 枚	= W	
	合計⑤				W	
	⑤÷1000=⑥				kW	
	▽パワーコンディショナ					
	製造者名	型式	定格出力値	× 台数	= 定格出力合計⑦	
			kW	× 台	= kW	
▶系列2 発電出力（小数第2位以下切捨て）：⑥と⑦を比べて小さい方の値=⑧ kW						
補助金額の計算		補助額：1kWあたり15,000円(1,000円未満は切捨て、上限60,000円) 1kWあたり15,000円 × 発電出力(④+⑧kW) = 補助金額(円)※ 15,000円 × kW = 円 ※上限は60,000円				
当該住宅への併設設備 (いずれかにチェック)		☐ エネルギー管理システム(HEMS) ☐ 定置用リチウムイオン蓄電システム				
併設設備情報	製造者名					
	セット(パッケージ)型番					
	データ計測機器(型番)	—				
	データ集約機器(型番)	—				
	モニター(型番)	—				
補助対象設備を設置した住宅の所在地		☐ 申請者住所に同じ				
補助対象設備を設置した住宅の所有関係 (該当する方にチェック)		☐ 1 申請者のみが所有している ☐ 2 申請者以外に所有者がいる（詳細は承諾書のとおり）				

2 家庭用燃料電池システム（エネファーム）				
工事着手日		年 月 日	工事完了日	年 月 日
製造者名				
品名番号	燃料電池ユニット			
	貯湯ユニット （または熱源機）			
停電時自立運転機能		☐ あり		
補助対象設備を設置した住宅の所在地		☐ 申請者住所に同じ		
補助対象設備を設置した住宅の所有関係 （該当する方にチェック）		☐ 1 申請者のみが所有している ☐ 2 申請者以外に所有者がいる（詳細は承諾書のとおり）		
発電出力		kW	補助対象経費（税抜） ※国補助額は差し引くこと	円

3 定置用リチウムイオン蓄電システム				
工事着手日		年 月 日	工事完了日	年 月 日
県の支援事業との関係		☐ 県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により購入するものではない。		
		☐ 自ら又は自らと同一世帯を構成する者が、県が実施する補助事業等で同種設備の補助を受けていない。		
製造者名				
パッケージ型番				
補助対象設備を設置した住宅の所在地		☐ 申請者住所に同じ		
補助対象設備を設置した住宅の所有関係 （該当する方にチェック）		☐ 1 申請者のみが所有している ☐ 2 申請者以外に所有者がいる（詳細は承諾書のとおり）		
蓄電容量	（SII登録値）	kWh	補助対象経費（税抜） ※国補助額は差し引くこと	円
	（メーカー発表値）	kWh		

4 電気自動車		
メーカー名		
型式		
自動車検査証の登録年月日又は交付年月日		令和7年 月 日 ※日付が令和7年3月31日以前の場合は補助対象外です。
併設設備	太陽光発電設備 （該当するものにチェック）	☐ あり（新設） ☐ あり（既設） ☐ 発電した電気を電気自動車に給電することができる。
	V2H充放電設備 （該当するものにチェック）	☐ あり（新設） ☐ あり（既設） ☐ なし
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名又は名称	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費（税抜） ※国補助額は差し引くこと		円

5 プラグインハイブリッド自動車		
メーカー名		
型式		
自動車検査証の登録年月日又は交付年月日		令和7年 月 日 ※日付が令和7年3月31日以前の場合は補助対象外です。
併設設備	太陽光発電設備 (該当するものにチェック)	☐ あり（新設） ☐ あり（既設） ☐ 発電した電気を電気自動車に給電することができる。
	V2H充放電設備 (該当するものにチェック)	☐ あり（新設） ☐ あり（既設） ☐ なし
所有者	氏名又は名称	
	住所	
使用者	氏名又は名称	
	住所	
使用の本拠の位置		
補助対象経費（税抜） ※国補助額は差し引くこと		円

6 V2H充放電設備			
工事着手日		年 月 日	工事完了日
メーカー名			
型式			
併設設備	太陽光発電設備 (該当するものにチェック)	☐ あり（新設） ☐ あり（既設）	
	電気自動車 (該当するものにチェック)	☐ あり（新設） ☐ あり（既設）	
補助対象設備を設置した住宅の所在地		☐ 申請者住所に同じ	
補助対象設備を設置した住宅の所有関係 (該当する方にチェック)		☐ 1 申請者のみが所有している ☐ 2 申請者以外に所有者がいる（詳細は承諾書のとおり）	
補助対象経費（税抜） ※国補助額は差し引くこと (本体代のみの補助額)		円	補助対象経費の10分の1 (1,000円未満切り捨て) 円

7 集合住宅用充電設備			
マンション等の名称			
マンション等の所在地			
工事着手日		年 月 日	工事完了日
メーカー名			
型式			
補助対象経費（税抜）		円	
利用対象者 (該当するものにチェック)		☐ 居住者のみ ☐ 居住者及び居住者以外	
設置する充電設備の基数 (複数口の充電設備にあっては、その口数)		基（口）	
クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金の補助金額	円	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金の補助金額の3分の1（住民以外も利用可の場合は3分の2） (1,000円未満切り捨て)	円

申請代行の有無 (該当する方にチェック)		☐ 代行している（下記の担当者情報も記載してください）	
		☐ 代行していない（代行していない場合でも補助金の問い合わせを受付している場合は、下記に担当者の情報を記載してください）	
担当者情報	会社名		
	所属・担当者名	(所属)	(担当者名)
			(ふりがな)
	連絡先	(会社の電話番号)	(担当者の携帯番号)
	営業日・時間		
当補助金に関する 問い合わせについて (該当する方にチェック)	☐ 受け付けている		
	☐ 受け付けていない（市からの問合せはすべて申請者に行います）		
書類の持参者 (窓口を持参する場合は、 該当する方にチェック)		☐ 上記担当者	
		☐ 上記担当者以外 (氏名) (携帯番号)	

第3号様式（第7条関係）

貸与料金の算定根拠明細書

船橋市長 あて

リース事業者 住 所
名 称
代表者職・氏名
電 話 番 号

印

リース先 住 所
氏 名
電 話 番 号

印

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。
また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

対象設備	リース期間 (月数)	補助金額			リース料総額 ※前払金を含む、税抜き金額		
		船橋市の 補助金(a)	国の 補助金(b)	合計(c) ((a) + (b))	補助金なし の場合(d)	補助金あり の場合(e)	差額(f) ((d)-(e))

(注意事項)

- 補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- 補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- 船橋市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。

第4号様式（第8条関係）

船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付可否決定通知書

船橋市環政指令第 号
年 月 日

様

船橋市長 松 戸 徹

年 月 日付けで提出のあった船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金申請書に係る補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付します。※

交付決定額	金	円
交付対象機器 及び 交付決定額内訳	1 太陽光発電システム	円
	2 家庭用燃料電池システム（エネファーム）	円
	3 定置用リチウムイオン蓄電システム	円
	4－1 電気自動車（太陽光及びV2H併設）	円
	4－2 電気自動車（太陽光のみ併設）	円
	5－1 プラグインハイブリッド自動車 （太陽光及びV2H併設）	円
	5－2 プラグインハイブリッド自動車 （太陽光のみ併設）	円
	6 V2H充放電設備	円
	7 集合住宅用充電設備	円

※ 補助金を交付された設備は、以下の耐用年数を経過するまで処分（売却・譲渡・交換・貸与含む）できません。なお、処分が必要な場合は、事前に環境政策課までご相談ください。

耐用年数	太陽光発電システム17年／エネファーム・定置用リチウムイオン蓄電システム6年 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車4年 V2H充放電設備・集合住宅用充電設備5年
------	--

※ 補助金の申請に係る書類は上記の耐用年数を経過するまで保存してください。

2 交付しません。

理由

第5号様式（第9条関係）

船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金設備処分承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者	住 所
	フリガナ
	氏 名 ㊟
	電話番号
申請者※	住 所
	名 称
	フリガナ
	代表者職・氏名 印
	電話番号

※補助対象設備がリース契約によるものである場合はリース業者も併せてご記入ください

補助金の交付の決定のあった住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金設備の処分の承認について、船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

指令年月日	年 月 日
指令番号	船橋市（ 環 ・ 環政 ）指令第 号
交付対象設備	☐ 太陽光発電システム ☐ 家庭用燃料電池システム ☐ 定置用リチウムイオン蓄電システム ☐ 電気自動車 ☐ プラグインハイブリッド自動車 ☐ V2H充放電設備 ☐ 集合住宅用充電設備
処分の方法	売却 ・ 譲渡 ・ 交換 ・ 貸与 ・ 担保 ・ 破棄 ・ 移設 ・ その他 ※ 該当する項目を○で囲んでください。 その他については具体的にその方法を記入してください。
処分の時期	年 月 日から (年 月 日まで)
処分の理由	具体的に記述してください。
処分の条件	処分することによって収益がある場合は、その額を記載してください。

【注意事項】

- ・ 要綱に定める耐用年数以内に処分をすると、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- ・ 様式用の紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

第 6 号様式（第 9 条関係）

船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金設備処分承認（不承認）通知書

船橋市環政指令第 号
年 月 日

様

船 橋 市 長 松 戸 徹

年 月 日付で、船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により申請のあった処分について、下記のとおり、通知します。

記

- 1 申 請 設 備
- 2 設 備 設 置 場 所
- 3 決 定 区 分 承 認（不承認）
- 4 承 認 の 条 件（不承認の理由）

- 5 補 助 金 の 返 還 要 円（不要）

第 7 号様式（第 1 0 条関係）

船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定取消通知書

船橋市環政指令第 号
年 月 日

様

船 橋 市 長 松 戸 徹

年 月 日付で、船橋市環政指令第 号をもって交付決定した船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金については、下記のとおりその全部（一部）を取消したので、船橋市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 取消しの内容とその理由

2 取消した補助金の額 円